

## 第6期第26回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午前10時00分から午前10時13分
2. 開催場所 穂別町民センター つつじホール
3. 出席委員 ○(27名)
4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	○	20番	遠藤 一三	○			

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 農地法第32地区委農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件
- 第6 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助  
 穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

### 7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達して

議 長 おりますので、ただ今から第6期第26回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、5番・山谷和彦委員と6番・山本好一委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、両名に決定をいたします。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案1件の合わせて4件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。2件・4筆・35,358㎡となっています。

1番は胆振東部消防組合消防所鶴川支所移転事業に伴い、所有権がむかわ町になるため解約に至ったものです。

2番は、平成27年に3条賃貸にて1筆の賃貸借契約を結びましたが、現在こちらの1筆を●●〈農地所有適格法人〉が使用していないため、解約に至ったものです。新たな利用者については、協議中です。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

主 任 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

報告第1号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 報告第2号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

主 事	議案書 4 ページをお開き願います。 以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
1 1 番	事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議 長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 2 号について、質疑ありませんか。
	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 2 号は、原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第 5 報告第 3 号「農地法第 3 2 条第 3 項の準用規定による同法第 3 3 条第 2 項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	報告第 3 号、農地法第 3 2 条第 3 項の準用規定による同法第 3 3 条第 2 項の規定に基づく告示に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 6 ページをお開き願います。 申し出地、長きに渡り相続権者不明のまま地域の担い手により保全管理されてきましたが、申出人が利用権取得を希望されたため、所有者等の探索を行いました。結果、家督相続人の第一順位相続人である母以外、登記名義人を含む、家督相続人から第三順位相続人は何れも死亡、また、家督相続人の母は、家督相続人が死亡される前に除籍されておりましたので、所有者不明農地の活用について事務マニュアルに従い、所有者不明と判断しております。 更に、告示前に、北海道への事前相談手続きが必要となっていることから、6 月 2 4 日付けにて事前相談を依頼、7 月 2 8 日付けにて確認を受けたので 8 月 3 日付けにて告示を行っております。 以上 1 件、所有者の探索は行ったものの、万が一を想定し申出期間を設ける行為であり、6 か月間の告示となります。よって令和 3 年 2 月 2 日まで告示を行い、申し出が無ければ、農地中間管理機構へ通知を行い、その後、所定の手続きを行ったうえで、北海道知事の裁定により農地中間管理事業を用いるものです。その際は、来年 2 月以降に改めてその後の手続きについて、総会等でご審議いただくこととなりますのでご承知おき願います。 7 ページから 1 1 ページまで、告示の写し、北海道事前相談における説明資料、相続関係説明図及び図面を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 3 号について、質疑ありませんか。
	(異議なし)

- 議 長 質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。  
続いて、日程第6 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。
- 主 事 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。  
議案書12ページから、所有権移転1件です。  
1番につきましては、報告第2号でご報告申し上げました、あっせんに伴う  
所有権移転となります。以上、所有権移転1件1筆ですが、この計画要請の内  
容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受  
け手の各要件を満たしていると考えます。  
なお、14ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。以上で  
議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださ  
いますようお願い申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。  
  
(異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませ  
んか。  
  
(異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました  
ので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、9月25日に召集  
いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。